

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成18年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成18年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された1,119の事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から183事業所を無作為に抽出のうえ、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係の調査職種510人、初任給関係以外の調査職種8,460人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、79,504人である。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	170事業所	71事業所	72事業所	27事業所
鉱 業 , 建 設 業	8	6	1	1
製 造 業	98	41	41	16
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 , 運輸業	34	15	11	8
卸 売 ・ 小 売 業	10	4	4	2
金融・保険業 , 不動産業	5	2	3	0
医療, 福祉, 教育, 学習支援業 サ ー ビ ス 業	15	3	12	0

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が13あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	194,118 ^円	196,066 ^円	187,578 ^円	187,800 ^円
	短 大 卒	176,281	179,612	163,530	—
	高 校 卒	151,609	155,283	147,951	151,250
新卒事務員	大 学 卒	188,547	191,410	181,275	183,333
	短 大 卒	176,887	180,962	159,541	—
	高 校 卒	152,502	155,289	149,483	153,000
新卒技術者	大 学 卒	199,795	200,057	200,125	194,500
	短 大 卒	174,016	174,017	174,012	—
	高 校 卒	151,020	155,278	146,793	150,667

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成18年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13 ^人	48.6 ^歳	807,690 ^円	0 ^円	807,690 ^円
	工 場 長	18	54.1	657,941	1,123	656,818
	事 務 部 長	140	53.0	621,551	868	620,683
	技 術 部 長	164	53.0	634,919	917	634,002
	事 務 部 次 長	108	52.7	675,503	0	675,503
	技 術 部 次 長	20	52.3	552,531	20	552,511
	事 務 課 長	446	48.5	569,367	25,841	543,526
	技 術 課 長	526	48.0	534,271	3,996	530,275
	事 務 課 長 代 理	176	46.0	474,627	18,132	456,495
	技 術 課 長 代 理	179	44.5	489,821	1,843	487,978
	事 務 係 長	601	44.2	505,899	69,481	436,418
	技 術 係 長	583	43.1	463,152	82,214	380,938
	事 務 主 任	499	37.4	399,576	60,590	338,986
	技 術 主 任	447	36.8	420,013	74,238	345,775
	事 務 係 員	1,881	30.6	282,946	40,222	242,724
技 術 係 員	1,461	31.4	339,277	67,268	272,009	

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄 参照</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職</p>	
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職</p>	
<p>課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職</p>	

2 規模500人以上

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成18年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	12 ^人	48.7 ^歳	824,611	0	824,611
	工 場 長	10	54.4	775,368	2,079	773,289
	事 務 部 長	85	52.7	670,261	752	669,509
	技 術 部 長	122	52.3	684,528	64	684,464
	事 務 部 次 長	91	52.4	721,168	0	721,168
	技 術 部 次 長	12	51.3	618,276	50	618,226
	事 務 課 長	308	48.0	599,923	32,595	567,328
	技 術 課 長	371	47.4	568,293	1,129	567,164
	事 務 課 長 代 理	89	47.2	539,402	9,935	529,467
	技 術 課 長 代 理	151	44.7	500,423	918	499,505
	事 務 係 長	429	44.6	540,663	74,980	465,683
	技 術 係 長	412	43.8	476,083	81,619	394,464
	事 務 主 任	305	37.0	433,193	70,909	362,284
	技 術 主 任	342	36.6	427,865	73,820	354,045
	事 務 係 員	1,031	31.1	298,596	44,814	253,782
技 術 係 員	943	31.8	353,163	70,797	282,366	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 8 級, 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級（一部）, 4 級
	行政職給料表 3 級（一部は上記の 3 級）
	行政職給料表 1 級, 2 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成18年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	1	X	X	X	X
	工 場 長	7	50.7	591,244	0	591,244
	事 務 部 長	54	53.5	555,566	1,089	554,477
	技 術 部 長	32	54.3	569,787	3,044	566,743
	事 務 部 次 長	17	53.5	568,301	0	568,301
	技 術 部 次 長	2	X	X	X	X
	事 務 課 長	121	50.0	496,835	3,786	493,049
	技 術 課 長	128	48.8	503,836	16,033	487,803
	事 務 課 長 代 理	70	46.8	455,078	31,236	423,842
	技 術 課 長 代 理	26	45.4	432,670	9,324	423,346
	事 務 係 長	159	42.9	405,815	57,160	348,655
	技 術 係 長	137	42.6	474,599	117,158	357,441
	事 務 主 任	173	37.4	352,578	48,476	304,102
	技 術 主 任	90	37.9	400,798	77,764	323,034
	事 務 係 員	706	30.0	270,934	36,957	233,977
技 術 係 員	470	30.9	316,907	62,835	254,072	

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職</p>	
<p>課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級（一部）, 4 級</p>
	<p>行政職給料表 3 級（一部は上記の 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級, 2 級</p>

4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成18年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	1	X	X	X	X
	技 術 部 長	10	54.9	463,259	2,653	460,606
	事 務 部 次 長	—	—	—	—	—
	技 術 部 次 長	6	53.3	513,833	0	513,833
	事 務 課 長	17	48.5	482,592	23,007	459,585
	技 術 課 長	27	50.4	380,753	0	380,753
	事 務 課 長 代 理	17	42.4	372,800	13,627	359,173
	技 術 課 長 代 理	2	X	X	X	X
	事 務 係 長	13	42.8	332,218	24,893	307,325
	技 術 係 長	34	39.4	359,885	33,102	326,783
	事 務 主 任	21	40.3	294,712	19,296	275,416
	技 術 主 任	15	36.9	362,782	72,597	290,185
	事 務 係 員	144	29.6	243,722	28,148	215,574
技 術 係 員	48	29.0	261,768	43,560	218,208	

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職</p>	
<p>課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級（一部）, 4 級</p>
	<p>行政職給料表 3 級（一部は上記の 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級, 2 級</p>

その2 公民給与比較の対象外職種

		調査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関係 係 職 種	研究所長	4 ^人	50.3 ^歳	862,380 ^円	0 ^円	862,380 ^円
	研究部(課)長	40	47.7	685,321	201	685,120
	研究室(係)長	2	X	X	X	X
	主任研究員	98	45.8	570,323	15,080	555,243
	研究員	208	32.4	386,883	55,832	331,051
	研究補助員	17	29.1	274,051	50,336	223,715
医 療 関 係 職 種	病院長	2	X	X	X	X
	副院長	4	52.3	1,172,450	50,025	1,122,425
	医科長	21	43.8	1,092,078	132,516	959,562
	医師	45	38.1	968,618	149,227	819,391
	薬局長	4	48.5	525,901	7,922	517,979
	薬剤師	29	35.5	373,502	50,382	323,120
	診療放射線技師	42	37.0	400,801	43,067	357,734
	臨床検査技師	43	39.7	385,163	31,794	353,369
	栄養士	25	33.6	289,419	12,548	276,871
	理学療法士	24	32.1	310,029	15,665	294,364
	作業療法士	17	28.9	259,763	6,710	253,053
	総看護師長	6	54.3	554,228	0	554,228
	看護師長	75	46.5	441,030	34,657	406,373
	看護師	165	34.3	353,667	63,002	290,665
准看護師	122	39.5	304,723	27,797	276,926	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	10	60.6	738,610	0	738,610
	大学教授	52	56.3	664,788	0	664,788
	大学助教授	29	45.3	525,369	0	525,369
	大学講師	23	41.0	445,160	0	445,160
	大学助手	6	36.3	337,532	0	337,532
	高等学校校長	2	X	X	X	X
	高等学校教頭	2	X	X	X	X
	高等学校教諭	44	47.3	505,705	0	505,705

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

第16表 民間における昇給制度の状況

		昇給制度あり				昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	計	% 87.4	% 37.8	% 71.2	% 46.2	% 12.6
	500人以上	98.5	43.5	81.3	58.5	1.5
	100人以上 500人未満	88.2	35.5	71.2	45.6	11.8
	100人未満	58.8	29.4	47.1	17.6	41.2
課 長 級	計	79.2	24.8	66.9	44.3	20.8
	500人以上	88.9	22.6	78.6	52.8	11.1
	100人以上 500人未満	81.3	26.0	64.8	46.8	18.7
	100人未満	53.3	26.7	46.7	20.0	46.7

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第17表 民間における家族手当の支給状況

	支 給 月 額
配 偶 者	11,166 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,356
配 偶 者 と 子 2 人	25,212

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、家族手当が平成16年以降改定された事業所について算出した。

(備考) 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人目及び2人目それぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

	事業所割合
支給	58.4%
非支給	41.6
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	69.6%	30.4%	73.7%	26.3%
500人以上	69.8	30.2	75.4	24.6
100人以上500人未満	69.8	30.2	74.7	25.3
100人未満	68.8	31.2	67.3	32.7